



ロータリー：
変化をもたらす

国際ロータリー第2750地区 東京日野ロータリークラブ

Weekly Report

クラブテーマ：クラブ
チーム力の強化

〒191-0031
日野市高幡3-8 田中ビル3F
TEL: 042-594-3711
例会：毎週水曜(12:30～)
会場：高幡不動尊 客殿
URL: <http://www.hino-rotary.org>
【発行】公共イメージ・会報委員会

<2018年5月9日 第2526回例会 No.53-40> 「卓話：民事信託」

<2018年5月12日 第2527回例会 No.53-41> 「ひの新選組まつり隊士コンテスト」

2526回例会（卓話：民事信託分）

本日の例会@高幡不動尊例会場

役割分担

司 会： 小倉 裕美 会員
開・閉会点鐘： 小島 馨 会長
ソングリーダー： 横倉 利夫 会員
ロータリーソング『それでこそロータリー』斉唱

例会進行

1. 会長挨拶：小島会長



みなさんこんにちは、桜の花も散ってしまっていて、紫陽花の花が咲く前に陽気かもどるかと思ったらまた寒くなりました。私のゴールデンウィーク中の話ですが、青森から函館にわたり、海の中に露天風呂があるところ、鰻ヶ沢や弘前や松前、函館の桜をみたり、函館の母に会ったり、日野市でもある新撰組祭りが五稜郭でも行われているらしく、そのことを話しながら休日をご過ごしていました。なかなか自分の故郷の桜を見ることがないのでとても新鮮な旅行でした。以上、私事の旅行の報告でしたが、また、本日からロータリーの活動に戻りますので、よろしくお願いいたします。

1. 幹事報告：田中幹事



- ・例年バッチ交換は前年度の最終例会で行っていましたが、次年度で行うことに決定しました。
- ・新撰組祭りが開催されます。
- ・6/6について、ジャミー君の卓話例会があります、記念品等検討していきたいと思っております。

- ・5月のロータリーレートは 1ドル 108円です。
- ・ガバナー月信、バギオ便り等が届いております。
- ・ローターアクトの会合でフードバンクの卓話がありました、ロータリーとしてもローターアクトが注力している活動であることもありますので、寄付活動等協力できる

ことがあれば皆さんも関わればと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員会等報告

1. ニコニコ

後述します。

2. 月例祝賀

後述します。

3. 社会奉仕委員会 松浦委員長

5月新撰組祭りが迫ってきました、当日は赤ジャンパーでお願いします。11日前日準備の参加者はメイクアップ対象になるので、お願いいたします。

4. クラブ強化委員会 北村会員

第2回の新入会員の勉強会があります。新入会員でなくても参加できますので、ご参加お待ちしております。

本日のメインプログラム

「民事信託」

卓話講師：安島 志郎 会員

卓話講師：



安島 志郎 会員

- ・東京日野ロータリークラブ会員
- ・職業：司法書士
- ・むさし中央法務事務所代表

卓話内容（概要）

信託とは、自分の大切な財産を信頼できる第三者に譲り

渡し、一定の目的のために処分できる財産管理の仕組みのことを言います。皆さんもお金をという財産を信託銀行に譲渡し、運用してもらっているかと思いますが、これはビジネスとして行っているため、商事行為となります。民事信託というのはビジネスではない信託のことを言います。ここで皆さんはご自分の財産を他人に迷惑とならない範囲で事由に管理・処分できるとします。都市計画法や建築基準法等で一定の制限があるのは自由勝手に処分すると他人の迷惑となる、いわゆる公共の福祉に反することになるので、自由気ままには土地を利用できないわけです。自分たちの財産の管理・処分、言い換えますと、権利・義務を定めている法律が民法になります。民法の手続きに則って他人に迷惑をかけずに処理ができれば、自由気ままに処分ができるわけですが、現実なかなかそうはいきません。

例えば、仮にAさんがいたとして、Aさんの所有する土地・建物をまだ生まれていないお孫さんにあげたいと考えたとします。結論から言えば、この契約とは相手がいって初めて成立するものなので、この契約はできないことになります。その他、まだ、生まれてきていないお孫さんに土地・建物をあげる遺言を残すことは可能でしょうか。これは可能です、しかし、Aさんが亡くなる時にお孫さんがいない場合、その遺言は無効になります。

そして、遺言を残したとして、お孫さんが産まれるのを待ったとして、産まれるまでに自分が認知症になってしまったとします、その際に成年後見人さんをつけたとします。成年後見人さんがいれば一定の権限内で契約行為などを行うことができますが、さて、成年後見人さんがいる状態でAさんに孫が生まれたとして、そのお孫さんに土地・建物を、遺言を根拠に譲渡することができますでしょうか。結論を先に申し上げますとできません。成年後見人の仕事とは、Aさんの財産を守ることにあります、なので、Aさんのお孫さんに土地・建物をあげることはそれに反することになります。Aさんが認知症になり、成年後見人がついたとしてもお孫さんに土地・建物をあげる意思は変わりようがないかと思いますが、遺言を残せばそれも可能なのではと思うかと思いますが、それはできないのです。成年後見人制度を使ってしまうと、実質的に裁判所の管理下になってしまうため、事実上、財産が凍結されてしまうのです。

さて、もっと詳しい話を考え、Aさんのお気持ちをもう少し正確に聞いてみましょう、例えば、先祖代々の土地があるので、お孫さんに限らず、自分の家系の長男に引き継がせていきたいというのが本来の趣旨だったとしましょう。遺言として、今後は自分の家系の長男に土地を引き継

いでいくということを書いた場合、遺言通り将来の長男に引き継ぐことができるでしょうか、これもできません。財産は他人に迷惑をかけない限り、土地・建物の処分が認められると言いましたが、この遺言は将来土地を引き継いでいく長男さんの権利を侵害することになるからです。

ここで、信託をかけますと、Aさんが委託者、長男さんを受託者となります。すると、信託の内容としてAさんが受益者となり、Aさんが亡くなったら第二受益者のAさんのお孫さん（長男）が土地を受託し、その長男が亡くなったらその長男のお孫さん（長男）が第三受益者とする財産管理が可能になるのです。こうした一定の目的のもと、柔軟な財産管理ができるのが信託の特徴です。

さて、信託を使って、どのような運用が考えられるのかを掘り下げていきたいと思います。本人Aさんが10年前に死に別れた奥様との間で産まれた長男Bがいたとします。その後、Aさんは10歳年下の女性Cとお付き合いをし、結婚したいと思います。結婚すると、Aさんの財産の半分が後妻Cに相続されますが、そうすると、後の話ですが、後妻Cの親戚に財産が相続される話にもなります。Aさんは血がつながった長男Bに財産を渡したいと考えた時に、基本的には後妻Cに財産を相続させるが、後妻Cが亡くなったら長男Bに相続をさせたい、という遺言を残したいと考えるわけです。しかし、先ほどの話から、Aさんだけの遺言では長男Bまで財産を残すことは難しいでしょう。ここで考えられる方法として、Aさんと後妻Cの間で結婚をするにあたり、最終的に長男Bに財産を相続させる遺言をAさんと後妻Cの双方で残すことがあげられます。ただ、遺言とは勝手に撤回することができますので、後妻CがAさんの財産を相続したあとに遺言を撤回し、自分の親族に相続をさせることもできるわけです。

そもそも、いつでも撤回できる遺言だけでは身分的、経済的な安定ですとか様々な面で確約がとれないため、どれだけ二人が仲睦まじくても仲たがいをおこしてしまうわけです。

なので、Aさんはまず、長男Bさん、後妻Cとの間で信託を使い、最初はAさんが受益者となり、自分が亡くなったら第2受益者を後妻Cさんにし、後妻Cさんが亡くなったら第3受益者として長男Bさんにする。そうすれば最終的に自身と血がつながった長男Bさんに財産を相続させることができるわけです。

この話を応用すると、事業承継にも信託が使えます。経営者Aがそろそろ長男Bに事業を任せたい、という話があったとします。長男Bを代表取締役にするということは比較的簡単にできます。しかし、問題はAさんが持っている株式等の財産をどのようにして長男Bに継承させるのが問題です。財産を渡すのですと贈与税がかかりますし、売るということだと、長男Bさんにある程度のお金が必要になります。長男Bさんがお金を貯めるまで待てばいいという問題でもなく、例えば経営者Aが認知症になったり、亡くなってしまう場合もあります。すると最初に個人としての財産管理の問題と同じことが起こるわけです。

ではここで信託を使うとすると、長男Bを受託者として信託するとします。すると、株式の名義は長男Bになるため、株式の議決権行使ができます。一方、同時にAさんが第1受益者となり、配当利益を得ることもできます。結果的に経営は長男Bに任せ、自分は配当利益をもらいながらの隠居生活をすることができます。仮に、長男Bがまだ不慣れで経営を一任するにはまだ時間がかかる、ということでも信託を使えば、委託者であるAさんは受託者である長男Bへ指示がだし、株式の議決権行使をある程度コントロールができるのです。似たようなケースで、仮にAさんの会社に貸付がたくさんあり、株式が安い、更に言えば贈与するにもそこまでお金がかからないため、長男Bへ株式をまとめて売ってしまいたい、という時は、とりあえずは長

男Bへ株式を売ることも考えの一つです。その時に先ほどの話とは逆に長男Bが第一受益者となり、Aさんに信託をお願いすることによりAさんがある程度の会社のコントロールができるようになるのです。

今までの話で信託について応用性が高いものと感じていただけたと思います。ただし、信託は相続税対策にはならないので注意が必要です。海外ではそうした場合に相続税が無くなる等のケースがあるそうですが、残念ながら国ではその制度がないのでご注意ください。しかしながら、身近なこととしても、障害をもったお子さんの将来の財産管理を考えたときに成年後見人とは別の選択肢としても使えますし、ペットを飼っている人にも使えます。不動産を共有している時等にも第三者を受託者にする事で財産管理の複雑化をなくすことなどもできます。皆様の信託についての理解が深まれば幸いです。



安島会員、民事信託という専門的な話を分かりやすく教えていただき、ありがとうございました。

月例祝賀 親睦委員会より

☆5月誕生日記念☆

小宮会員 田中会員 西山会員 山口会員
小田原会員

☆5月配偶者誕生日記念☆

小倉会員 山口会員 板谷会員 遠藤会員 北村会員



おめでとうございます！！

ニコニコ報告 親睦委員会より

小島会長 安島委員長今日の卓話楽しみにしております。

田中幹事 安島さん卓話楽しみにしています。

黒川会員 ※ニコニコのみ

17-18年度 ニコニコ 合計

本日のニコニコ：	6,000 円
累計	631,968 円
ビクターフィー：	0 円
累計	33,000 円



第21回ひの新選組まつりにて行われる隊士パレードを率いる隊長を決める隊士コンテストが5/12(土)行われました。今年も全国から希望者が集い、各々のコンテストパフォーマンスを披露していただき、会場を盛り上げました。隊士コンテスト参加者のコンテストパフォーマンスは迫力があるもの、趣向を凝ったものと多種多様であり、審査員だけでなく、観客も楽しませてくれます。審査員の皆様、従事された皆様お疲れ様でした。

5/9 出席報告 出席奨励委員会より

事前MU：野村会員、森原会員、土方会員、成田会員、菅原会員

日	会員総数 (出席免除数)	出席総数 (免除者出席数)	MU (出席免除 MU 数)	欠席	出席率
本日報告 (5/9)	35 (3)	20 (2)	(事前) 2 (0)	13	64.71 %
前回訂正 (4/25)	35 (3)	22 (2)	1 + 0	11	67.65 %
前々回訂正 (4/18)	35 (3)	19 (1)	6 + 0 + 0	8	75.76 %

(発行人：会長：小島馨、幹事：田中くに子、公共イメージ会報委員長：西山尚之／制作：東京日野RAC：金子)

5/12 出席報告 出席奨励委員会より

事前MU：遠藤会員、古屋会員、井村会員、小宮会員、望月会員、森原会員、菅原会員、吉田会員

日	会員総数 (出席免除数)	出席総数 (免除者出席数)	MU (出席免除 MU 数)	欠席	出席率
本日報告 (5/12)	35 (3)	19 (1)	(事前) 8 (0)	6	81.82 %
前回訂正 (5/9)	35 (3)	20 (2)	2 + 3	9	73.53 %
前々回訂正 (4/25)	35 (3)	22 (2)	1 + 0 + 0	11	67.65 %

(発行人：会長：小島馨、幹事：田中くに子、公共イメージ会報委員長：西山尚之／制作：東京日野RAC：金子)